

介護事故発生防止のための指針

特別養護老人ホーム富任荘

平成24年4月1日制定

平成27年9月1日改定

平成29年4月1日改定

令和元年10月1日改定

令和2年 2月1日改定

1 事故防止の基本姿勢について

当施設は、利用者が安心して日々の生活が送れるよう、事故防止の指針を定める。

(1) 事故発生防止のための基本的な考え方

当施設は、安全で質の高い介護サービスを提供するために、サービスの安全性の向上、職員の健康管理、事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得など、事故防止に向けた取り組みを行う。また、事故が発生した場合には、職員が速やかに適切な対応が行えるよう、必要な研修や知識の習得に努める。

(2) リスクマネジメント体制整備

ヒヤリハットや介護事故等が発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、行政に報告が必要な事故については行政に報告を行う。また、日々のミーティング、安全対策委員会でその内容について検討する。

2 安全対策委員会について

施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対して利用者に適切な対応ができるよう、施設の安全管理体制の推進を目的として安全対策委員会を設置する。

(1) 構成メンバーについて

管理者、看護職員、介護職員、生活相談員等で構成する。

(2) 開催頻度について

2か月に1回開催の定期開催及び必要に応じて臨時に開催する。

(3) 責務及び役割分担について

①管理者 介護事故発生防止のための指針やマニュアル、報告書等の整備や見直し等委員会の統括。

②看護職員・介護職員 ヒヤリハット報告書、事故報告の分析や改善策の検討及び

周知徹底と日常的なケアの見直し。

- ③生活相談員等 報告のあったヒヤリハット報告、事故報告の分析をもとに、事故発生防止のための改善策を検討する。また、職員に対して改善策の周知徹底を図る。

3 職員研修について

事故発生防止の知識の習得や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、事故防止に関して年2回の職員研修を実施する。

4 事故発生時の対応について

(1) 利用者への対応・事故処理

介護サービスを提供する上で事故が発生した場合、当ホームは、利用者に対し必要な処置を講じる等、適切な事故対応を行う。また、事故の状況及び処置については必ず記録をする。

(2) 家族等に対する連絡・説明

事故発生時には家族等に対して速やかに連絡を行い、事故の発生状況及び職員の対応状況、事故の発生原因及びその再発防止策を説明する。また、事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無を説明する。

(3) その他の連絡・報告について

関係事業所等に連絡し、保険者・指定権者である下関市に対して介護事故等の必要な報告を行う。

5 介護事故発生防止のための指針の閲覧について

この指針は当施設内に掲示し、いつでも自由に閲覧することができるようにする。

介護事故発生時の対応マニュアル

特別養護老人ホーム富任荘

平成24年4月1日制定

平成27年9月1日改定

平成29年4月1日改定

令和元年10月1日改定

介護事故が発生した場合は、次の手順により利用者の安全確保及び被害の極限防止を図るものとする。

1. 事故発生直後の対応

(1) 利用者の状態確認

事故の発見者は、介護事故に係る利用者の状況（意識・呼吸・脈拍・顔色・けがの有無及び程度その他）を確認するとともに、周辺の職員及び看護職員（夜勤帯は下関病院当直看護師）を呼び、利用者の生命又は身体の安全を最優先して、必要な臨機の措置をとる。

(2) 医療処置

事故の発見者等の連絡に駆け付けた看護職員は、医師の指示に基づく医療処置を行う。（状況により、救急車の手配等を行う）

(3) 責任者への連絡

副施設長に事故の発生を速やかに連絡し、以後職員は指示に従う。

(4) 家族への連絡

副施設長は、医師の確認又は指示のもと、生活相談員又は看護職員を通して、事故に係る利用者の家族に連絡し、利用者の様態その他その時点で明らかになっている範囲での事故の状況を説明する。

(5) 関係者への報告

副施設長は、必要に応じて生活相談員等を通じ、次の関係者に報告する。

- ① 理事長、部長
- ② 短期入所の利用者の場合は、担当介護支援専門員
- ③ 下関市介護保険課

2. 事後処理

(1) 事故報告書の作成

事故の発見者等は、事故の態様・概況・対応・原因分析等を記載した事故報告書を作成し、副施設長を経由して施設長及び苦情受付担当者に報告する。

(2) 家族への事故の詳細報告

副施設長又は苦情受付担当者は、事故報告書に基づいて、利用者の家族に事故に至った経緯その他の事情など事故の詳細を説明する。

(3) 理事長への報告

副施設長は、事故報告書に基づいて、事故に至った経緯その他の事情など事故の詳細並びに利用者本人及びその家族の申し立てについて部長を経由して理事長に報告の上、以後の処理方針に関する指示を仰ぐ。

(4) 安全対策委員会の開催

副施設長は、理事長の指示のもと、安全対策委員会を招集し、事故の原因に応じて今後の再発防止対策並び事後処理を検討する。

(5) 損害賠償

事故責任が当施設にある場合は、利用者本人又はその家族に対して損害賠償を速やかに行う。

3. 下関市への事故報告の範囲

死亡	・原因が利用者に対するサービス提供に起因するもの。または、その可能性があるもの（原因不明を含む。）。
重体	・原因が利用者に対するサービス提供に起因するもの。または、その可能性があるもの（原因不明を含む。）。
重傷	・骨折、または1週間程度以上の入院を要するもの。 ・原因が利用者に対するサービス提供に起因するもの。または、その可能性があるもの（原因不明を含む。）。
徘徊・行方不明・離脱	・利用者が見つからずに外部から協力を得た場合。
誤薬	・時間や量の誤り、与薬漏れ等も含む。 ・服薬に関するもののみならず、配薬に関するものも含む。 ・薬の種類は問わない。
職員による利用者送迎時の交通事故	・利用者に対するサービス提供に支障が生じた場合。
職員の法令違反・不祥事等	・利用者の処遇に影響があるもの。（例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失など）
その他、事業者が必要と判断した場合	

※感染性胃腸炎及びインフルエンザの発生に関しては、別途報告が必要な場合あり。